

年 月 日

## 技術評価申込書(技術評価・推奨技術評価)

特定非営利活動法人 環境技術支援ネットワーク

理事長 樋口壯太郎

申込者

会社名

代表社名

印

所在地 〒

電話

技術評価(新規・再評価)(技術評価・推奨技術評価)を受けたいので、次の通り申し込みます。

記

申込技術の名称	一般名称:	
	固有名称:	
担当者連絡先	会社名	
	所在地〒	
	所属名	
	担当者(フリガナ)	
	電話	FAX
	FAX	
	E-mail	

## 申込技術概要説明書

申込年月日	
申請者名	
申請技術の名称	
技術の概要	
技術のメリット	
実績(事業性含む)	
既存技術との対比	
新規性	
特許の有無	

## 技術評価に係る契約書

(以下「甲」という)と特定非営利活動法人 環境技術支援ネットワーク (以下「乙」という)は、乙が甲より委託されて実施する技術評価に関して、次のとおり契約を締結する。

### 第1条 (目的)

甲は、乙に対して第2条に定める技術評価を依頼し、乙はこれを受託する。

### 第2条 (技術評価内容)

1. 甲が乙に依頼する技術評価名は下記のとおりとする。

技術評価名：\_\_\_\_\_

2. 技術評価の種類

① 技術評価

技術の科学的、理論的根拠

② 推奨技術評価

技術の科学的、理論的根拠

技術の完成度

推奨技術評価意見

### 第3条 (推奨技術評価に係る責任)

乙は、甲の依頼により、甲の技術評価を客観的に専門的な視野から評価、報告するものであり、技術評価は甲及び乙双方を拘束するものではなく、技術評価の結果について、乙の責とする事は出来ないものとする。

### 第4条 (知的財産権)

乙が助言・指導に係わった場合、一切の知的財産権は、乙に帰属するものとする。

### 第5条 (機密保持)

1. 甲及び乙は本契約の履行に関して知った甲及び乙に関する機密事項を第三者に開示または漏洩してはならない。

ただし、以下の各号のいずれかに該当するものに関しては機密事項に含まれない。

① 甲及び乙が知った時点での既に公知の情報

② 甲及び乙の故意または過失によらず公知になった情報

③ 甲及び乙が守秘義務を負わない第三者から適法に取得した情報

2. 本条の機密保持義務は本契約が終了した後も継続する。

## 第6条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は契約締結の日より2年間とする。
2. 甲が継続して技術評価または推奨技術評価を受ける場合は、契約満了の日の前日までに再評価の申し込みを行わなくてはならない。

## 第7条（推奨技術評価料）

甲は第2条に定める推奨技術評価の対価は下記の通りとし、技術評価及び推奨技術評価料は契約締結時に支払うこととする。

なお、調査・試験費及び旅費交通費は、甲の申し出により、別途支払うこととする。

評価種類	技術評価	推奨技術評価	調査・試験費	日当・旅費交通費
技術評価費	50,000 円	100,000 円	実費	当 NPO 規程による
再評価	25,000 円	50,000 円	実費	当 NPO 規程による

（消費税別）

## 第8条（損害賠償）

甲及び乙は本契約の履行に際して、相手方に損害を与えた場合は、相手方に対して損害の賠償を行なうものとする。

## 第9条（解除）

一方の当事者は、他方の当事者に以下の事由が生じた場合は、他方の当事者に何ら事前の通知催告を要せずに、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 本契約に違反した場合
- ② 仮差し押さえ、仮処分、強制執行等を受けた場合
- ③ 破産、民事再生、会社更正手続きの開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てがあった場合
- ④ 支払い停止、銀行取引停止処分、その他信用状態の著しい悪化を示す事態が生じた場合

## 第10条（契約の変更）

本契約は、両当事者の書面による合意によってのみ変更することができる。

## 第11条（協議）

1. 本契約の定めのない事項もしくはその他本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、円満に解決を図るものとする。
2. 第1項の協議について万が一甲乙間において不調の場合は、東京地方裁判所ないし

東京簡易裁判所を第1審専属管轄裁判所として最終的に解決を行うものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：

印

乙：東京都中央区日本橋2-6-5

特定非営利活動法人 環境技術支援ネットワーク

事務局長 藤本 秀夫 印